○総務省告示第三百二十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第三項第二号の表4の項ア及び5の項ア中「又は第49条の6の10」を「、第49条の6の10又は第49条の29」に改める。

○総務省告示第三百二十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第二項第五号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第三項中「増幅度特性」を「陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性」に改める。

○総務省告示第三百二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ハ及び第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二項第二号中(一)及び(二)を次のように改める。

(一)　基地局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
二・五MHz	二・五MHz	二・五MHz	三デシベル以下
五MHz	五MHz	五MHz	三デシベル以下
一〇MHz	一〇MHz	一〇MHz	三デシベル以下
二〇MHz	二〇MHz	二〇MHz	六デシベル以下

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次のとおりとする。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。

(二)　陸上移動局の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
二・五MHz	二・五MHz	二・五MHz	二デシベル以下
五MHz	五MHz	五MHz	二デシベル以下
一〇MHz	一〇MHz	一〇MHz	二デシベル以下
二〇MHz	二〇MHz	二〇MHz	三デシベル以下

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、次のとおりとする。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。

(2)　連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置（中継を行うものを除く。）

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz	九・八MHz	二デシベル以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz	一四・九五MHz	二・八七デシベル以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz	一九・九MHz	三デシベル以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz	二四・九五MHz	三・九七デシベル以下